

表彰規定

(表彰に関する規則)

全日本音楽教育研究会高等学校部会

この規定は、本会が行う表彰に関する必要な事項を定めたものである。

第1条 表彰は、本会（全日本音楽教育研究会高等学校部会。以下本会という）の発展に役員として、特に功労のあった者の業績を称え、もって本会のよりよき発展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、次の方法により会長がこれを行う。

1. 高等学校の音楽教育発展のため、本会の役員及び支部の役員として多年にわたり功労があった者で、本会の正会員の資格を失った者を対象とする。
2. 表彰は、本会の全国大会において本人に表彰状を授与することによりこれを行う。
尚、表彰状を授与された者は、その氏名を本会の会報に掲載する。

第3条 表彰を受けようとする者（表彰候補者）は、次の方法により手続きを行う。

本会の役員については理事長が、支部の役員については当該支部長が表彰候補者申請書（様式1）に、推薦書を添え当該年度全国大会開催日の3ヶ月前までに本部事務局に提出する。

第4条 表彰の適正を期するために常任理事会の中に、表彰に関する特別委員会（表彰委員会）を設置する。

1. 表彰委員会の構成は、7名内外とし、理事長・局長のほか常任理事の中から互選する。
2. 表彰委員会は必要に応じて開催し会長がこれを招集する。
3. 表彰委員会で審議した案は常任理事会で決定する。

第5条 表彰委員会の運営に関する必要な事項は常任理事会で定める。

付則（1）

1. 本会は、会員を表彰するほか特に必要のある場合、会員ならびに特別会員に感謝状を贈ることができる。この場合は常任理事会で審議し決定する。
2. 本規定は昭和51年4月1日から施行する。
3. 本規定（一部改正）は昭和57年4月1日から施行する。
4. 本規定（一部改正）は昭和62年4月1日から施行する。

付則（2）

1. 本会の役員とは、会則第6条の1. に規定される会長・副会長・理事長及び副理事長・常任理事・理事・監事をいい、支部の役員はこれに準ずるものとする。
2. 第2条でいう「多年」とは、本会の役員の場合は6年以上、支部役員の場合は15年以上を原則とする。ただし、次の各項に該当する場合は表彰の対象としない。
 - (1) 会費及び支部会費が未納である支部に属する場合。
 - (2) 正会員の資格を失って2ヶ年以上経過している場合。
 - (3) 第4条に規定する表彰委員会において審議未了となった場合。
3. 表彰に付加される記念品および表彰者の交通費、宿泊費等は当分の間これを欠く。